

平成27年6月29日（月曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会、福祉保健部

1. 家庭教育支援に関することについて
2. 子どもの貧困に関することについて

○協議事項

1. 県南調査について
2. 次回委員会について
3. その他

教育次長 (教育政策担当)	川井田 和人
総務課長	大西 祐二
参事兼財務福利課長	田方 浩二
学校政策課長	川越 良一
学校支援監	永山 良宣
特別支援教育室長	坂元 厳
教職員課長	西田 幸一郎
生涯学習課長	恵利 修二

福祉保健部

国保・援護課長	日高 裕次
こども政策課長	川畑 充代
こども家庭課長	徳永 雅彦

出席委員（11人）

委員 長	右松 隆央
副委員 長	横田 照夫
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	二見 康之
委員	清山 知憲
委員	太田 清海
委員	岩切 達哉
委員	河野 哲也
委員	前屋敷 恵美
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育 長	飛田 洋
教育次長 (総括)	原田 幸二

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押川 幸司
政策調査課副主幹	沖米田 哲哉

○右松委員長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。本日は、本委員会の調査事項、家庭教育支援についての条例、そして、子どもの貧困対策を踏まえまして、教育委員会より年代別の家庭教育の役割や学校現場で家庭の教育力低下を感じさせる事例等について、そして、福祉保健部により、子どもの貧困に関する官民の連携状況や経済的困窮事例等について説明を受けたいと思います。

次に、4の協議事項であります。今後予定しております県南調査などについて御協議いただきたいと思ひます。

以上のとおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の傍聴についてお諮りいたします。日向市の首藤氏1名から本日の委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

それでは、執行部及び傍聴人入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

まず初めに、傍聴される方にお願います。当委員会の審議を円滑に進めるため、静かに傍聴していただくこととあわせて、傍聴に関する指示については速やかに従っていただくことをお願いいたします。

今日は、前回に引き続き、教育委員会と福祉保健部においでいただきました。

では、早速ですが、概要説明をよろしく願います。

○飛田教育長 おはようございます。教育長の飛田でございます。どうぞよろしく願います。

今、委員長からも御紹介がありましたが、本日も前回に引き続き、教育委員会と福祉保健部合同で出席させていただいております。どうぞよろしく願います。

右松委員長を初め、委員の皆様のお指導、御

支援を今後ともどうぞよろしく願っています。

前回の委員会での御審議等を受けまして、本日はこの後、まず教育委員会から、家庭教育支援に関すること及び子どもの貧困に関することについて御説明させていただきます。また、教育委員会に引き続きまして、福祉保健部から、子どもの貧困に関することについて御説明申し上げます。具体的には担当課長等から説明をさせますので、どうぞよろしく願います。

私からは、以上でございます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課でございます。資料の1ページをお開きください。

家庭教育支援に関することについて御説明いたします。

まず、1の家庭教育の捉え方についてですが、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすのであります。このことは、平成17年文部科学白書で述べられております。中ほどの家庭教育のイメージであります。家庭が中心となって子供に身につけさせたいものとして、先ほども述べましたように、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどが挙げられると考えております。

一方、家庭教育を中心にしながらも、他者とのかわりの中で子供に身につけさせたいものとして、協調性、社会性、規範意識、公德心、社会的な役割、感謝の心、郷土を愛する心、コミュニケーション能力などが挙げられると考えます。

一番下の四角をごらんください。現在、社会において、核家族化、少子化、価値観の多様化、情報化、過保護、過干渉、放任、地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を考える上で危惧されている状況にあると考えられます。

次の2ページをごらんください。

2の年代別の家庭教育の役割であります。

幼児期の家庭教育の主な役割としましては、身の回りのことを自分でできるようにさせること、挨拶や返事など、社会性を身につけるための基本的なしつけをすること、褒めるなど、やる気を育て、自発性を伸ばすことが考えられます。

小学校1年生から3年生の段階では、早寝早起き朝ごはんなど、生活リズムを整え、意欲的に学習や運動に取り組めるようにさせること、親が率先してよりよい手本を示すことなど、親などの言動が子供の成長に影響を及ぼす時期であることを自覚すること、子供の言い分に耳に傾けるなど、子供同士のトラブルに冷静に対応することが考えられます。

小学校4年から6年生の段階では、早寝早起き朝ごはんの習慣を確立するなど、子供と仲間の育ち合いを支えること、家庭の中での役割を決めることなど、自分が必要とされていると感じられる気持ちを育てることが考えられます。

中学校の段階では、思春期の心と体の特徴を理解しつつ、子供を一人の人格を持つ人間として認め、接すること、よいところを認めるなど、自分のことが好き、自分は生きている価値があると思う気持ちを育てること、自分の進む道について考える力を育てることが考えられます。

高等学校の段階においては、職業観、勤労観を育成するなど、自立に向けて助言し、自立した一個人として接することなどが挙げられます。

このように、子供の発達段階に応じた役割を保護者がしっかりと果たすことが、家庭教育力の向上につながるものと考えております。

生涯学習課からの説明は、以上であります。

○永山学校支援監 続きまして、資料の3ページをごらんください。

3の学校現場で「家庭教育力低下」を感じさせる事例につきましては、①主にネグレクト・貧困等に起因するものと、②主に保護者の指導力・規範意識不足に起因するものの2つに分けて、学校種ごとに事例を挙げております。

①主にネグレクト・貧困等に起因すると考えられるものをごらんください。

小・中学校においては、風呂に入らない日が続き、体臭がひどくなったり、頭ジラミができてきたため、学校で体を拭いたり、シャンプーを購入し、洗髪をしたりするなどの事例や生徒の外泊に無関心で完全に放置している状況が見られます。高等学校においては、保護者としての責任を放棄し、家に帰らず、金銭的に困窮して生徒自身がアルバイトにより生活費などを稼がなければならない状況も見られました。特別支援学校においても同様で、貧困により、弁当の準備ができず、担任が弁当をつくって持たせるという事例などが見られました。

これらの事例からは、小学校から特別支援学校に至るまで、保護者のネグレクトや貧困により生活の基盤となる衣食住において不安を抱えながら毎日を過ごしている子供たちの姿が浮かび上がってまいります。

次に、②主に保護者の指導力・規範意識不足に起因すると考えられるものをごらんください。

小学校においては、携帯電話での金銭トラブルに対し、保護者自身が子供に指導できないという事例が見られました。

資料の4ページをごらんください。

中学校、高等学校では、学校への送迎や携帯電話の学校への持ち込みなどについてのルールを保護者が守らないことにより、生徒の規範意識が育たないような事例や親子げんかで登校できない状況を家族で解決できず、担任が指導に当たった事例などが見られました。

このように、保護者の指導力や規範意識の不足が子供たちの問題行動の原因となったり、保護者の態度や言動によって規範意識を学ぶ機会を失ったりするなどといった状況も見られます。

続きまして、4、学校現場の声について説明をさせていただきます。

教員が忙しいと感じる要因について、平成26年度の教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケートから、忙しいと感じる割合が高かった順に順位をつけてお示しをしているところがあります。

それを見ますと、1位は、授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多いで55.6%、2位は、本来家庭ですべきであろうと思われるような教育内容まで学校に求められるで40.6%、3位は、教育課程にゆとりがないで34.7%であります。特に、1位と3位は、平成16年度の右の表にあります、括弧の中にある割合と比べて減少しているにもかかわらず、2位にあります本来家庭ですべきであると思われるような教育内容まで学校に求められるについては、10年前と比べ微増している現状がございます。

ここまで申し述べたような状況から見られる課題を、下の四角囲みの中にお示しています。

一つ目は、基本的な生活習慣が乱れている子供がふえてきている一方で、子供のしつけの仕方について悩んでいる保護者もふえ、これらの家庭を地域ぐるみで支援する取組が必要である

こと、二つ目に、不登校や虐待等、学校だけでは対応では解決できない困難な事例がふえてきているため、地域のさまざまな団体や専門機関との連携と学校を支援する体制づくりが必要であることなどが考えられます。

資料5ページをごらんください。

続きまして、子どもの貧困のことについて、御説明をいたします。

資料に入る前に、この後述べますスクールソーシャルワーカーについて補足させていただきます。

県教育委員会では、社会福祉士等の資格を有する方々を8名スクールソーシャルワーカーとして委嘱し、活動していただいております。

スクールソーシャルワーカーは、貧困家庭だけを対象とするものではなく、不登校や問題行動など、学校だけでは対応が困難な問題の解決に向けて、子供や家庭に対し直接支援したり、福祉を中心とする関係機関との連携、調整を図ったりすることを主な職務としております。

それでは、資料に沿って説明いたします。

初めに、スクールソーシャルワーカーの活動実績と連携状況についてであります。

スクールソーシャルワーカーが支援を行う対象となった児童生徒は、平成26年度は、公立小中高等学校、特別支援学校合わせて353名でした。この5年間を見てもみますと、年々増加傾向にあります。また、その下の表、対応件数で見ますと、平成26年度は468件で、5年前の約3倍にふえております。

中ほどの表、支援内容では、例年、不登校と家庭環境の問題が多く、平成26年度は不登校が195件、家庭環境の問題が125件で、この2つの項目だけで全体の7割近くを占めております。

一番下の表、連携を行った関係機関等につき

ましては、表の一番上、児童家庭福祉に係るものが最も多く、平成26年度は71件でありました。ここには、児童相談所や福祉事務所、市町村の福祉課などが含まれます。

ここで、資料には載っておりませんが、スクールソーシャルワーカーの具体的な対応事例を御紹介したいと思います。

事例ですけれども、不登校の小学生と中学生の兄弟への対応ということであります。

学校が家庭訪問をしても、朝食を食べていないなど、家庭の協力がなかなか得られないために、スクールソーシャルワーカーに対応を依頼しました。

この家庭は、家賃滞納のために住居を退居させられ、生活保護を受けている祖母宅に身を寄せておりましたが、この時点で、祖母の生活保護は停止される心配がありました。スクールソーシャルワーカーは、福祉課や福祉事務所と連携し、祖母宅を繰り返し訪問するとともに、また、子供に非行歴があったために、警察OBであるスクールサポーターと情報を共有しながら対応をしました。

最終的には、福祉課の調整もあり、祖母宅で家族が生活できるようになり、祖母の生活保護が停止されることもありませんでした。生活が安定した結果、子供たちは登校できるようになりました。

以上のように、子供たちの抱える複雑な問題を解決するため、スクールソーシャルワーカーの果たす役割というのは非常に大きくなっております。

資料をめくっていただきまして、6ページを開きください。

2の経済的理由で高校進学をしなかった子供の状況であります。

平成26年度に県内の公立中学校を卒業した生徒は1万135名でした。そのうち1.7%に当たる174名が高等学校に進学しておりません。また、進学しなかった理由の一つとして、経済的理由を上げている生徒は19名で、卒業生徒数の0.2%であります。

なお、進学しなかった主な理由を表の下の方にお示ししております。

次に、3の高校を中途退学した子供の状況とその理由であります。

中途退学者は、表の一番下、合計の欄をずっと見ていただくとわかりますように、各年度によって多少の増減がございまして、平成25年度は356名でした。この5年間、理由として多いのは、表の上から3項目めにあります学校生活や学業への不適応と、その下にあります進路変更であります。平成25年度は、学校生活や学業への不適応が123名、進路変更が150名でありました。

表の一番上の項目、経済的理由につきましては、例年1桁台となっており、平成25年度は4名でありました。

私からの説明は、以上であります。

**○田方財務福利課長** 資料の7ページをお願いいたします。

4の就学援助制度の状況及び近年の推移についてでございます。

ページ上の表をごらんいただきたいと思います。

この表は、就学援助認定者数とその割合及び支給額につきまして、平成16年度から平成25年度までの10年間の推移をあらわしたものでございます。これは、文部科学省の調査によるものでございますが、平成25年度につきましては、調査結果が公表されておりませんので、市町村

からの聞き取りによるものでございます。

まず、表の構成であります。左から2つ目の欄、児童生徒数につきましては、当該年度における5月1日現在の公立小中学校、県立五ヶ瀬中等教育学校前期課程及び県立中学校並びに県立の特別支援学校に在学する全児童生徒数となっております。

その右の欄、認定者数につきましては、市町村及び県が要保護・準要保護として認定した児童生徒の数となっております。

右端の欄の支給額につきましては、児童生徒の保護者等に対して、学用品費や通学用品費などの就学に必要な援助を行った金額の合計額でございます。

ごらんとおり、児童生徒数は年々減少傾向にあります。ページ下のほうにグラフを示しておりますように、要保護・準要保護認定者数は増加している状況となっております。

説明は以上でございます。

**○日高国保・援護課長** 国保・援護課でございます。

福祉保健部の資料1ページをお開きください。

Iの子どもの貧困に関する官民の連携状況について御説明いたします。

1のこれまでの取組といたしましては、経済的に困窮している子育て世帯が抱えるさまざまな問題に対しまして、各機関が個別に対応して支援を行い、状況に応じて福祉や教育の関係機関が連携して世帯が抱える問題に取り組んでおります。

例を2つ挙げておりますけれども、例えば、母子世帯の親に障がいがあり就労が困難なため、生活費や子供の教育費の確保に困っている事例に対しましては、市町村の障がい福祉担当課や福祉事務所、ハローワーク、学校、教育委員会

が連携して、その世帯に対し支援を行っております。また、多子世帯の親が負債を抱え、生活費や子供の教育費の確保に困っており、さらに、家庭の衛生管理や子供の健康状態に問題があるという事例に対しては、市町村の保健センターや福祉事務所、学校、教育委員会が連携して支援を行っております。

2の今後の取組といたしましては、子どもの貧困という共通の視点を持って総合的に対策を推進するために、各市と県の福祉事務所ごとに子どもの貧困対策会議を設置しまして、教育分野や福祉分野等の民間団体等も含めた多様な関係者の連携・協力を得ながら、それぞれの地域の実情に即した施策に取り組んでいきたいと考えております。

取組事項としましては、子どもの貧困の実態を把握するための情報交換や子どもの貧困の状況の改善に向けた施策を検討することとしております。

福祉事務所ごとに設置する子どもの貧困対策会議のイメージは、下の図のとおりであります。子供を中心としまして、教育関係、福祉関係等の機関と地域住民やNPO、医療機関などの民間団体など多様な関係者が連携して子供の支援を行うこととしております。

説明は以上であります。

**○徳永こども家庭課長** こども家庭課です。

続きまして、委員会資料の2ページをお開きください。

児童相談所相談事例から把握できる経済的困窮事例について御説明いたします。

事例の説明につきましては、できるだけ具体的にお伝えしたいところではありますが、守秘義務の観点から、個人や団体が特定されないことのないようプライバシーに配慮した御説明となる

ことを御容赦いただきたいと思えます。

それでは、まず、事例1であります。

1の家庭状況についてであります。家族構成は、自称飲食店アルバイトの34歳の母親と小学生の兄弟から成るひとり親家庭であり、所得は税の申告等がなされておらず把握できませんが、経済的に困窮していると思われる事例であります。

次に、2の相談であります。①の相談者は、兄弟が通学する小学校の校長でありまして、7月に児童相談所に虐待として相談したものであります。②の相談内容であります。兄弟は毎日同じ服を着て登校し、異臭がしたため、学校で洗濯をするなど配慮をしておりましたが、母親が学校に勝手なことをするなど怒りを向けるなど対処に苦慮したとのことであり、また、兄弟は2人とも痩せており、給食のない休日は、ほとんど食べ物を口にしていないのではないかと思われ、夏休みを間近に控えて兄弟の今後の生活状況が心配との相談でありました。

次に、3の調査であります。相談日の放課後、児童相談所職員と担任が家庭訪問をしております。家庭は、市営住宅の1階にあり、玄関先には複数のごみ袋や空き缶等が散乱し、母親は不在で、一昨日から帰っていないということでありました。家庭内には、室内は異臭が漂っていた状況であったということです。兄弟は母親の所在を知らず、お金もなく、1個だけあったカップラーメンは昨夜食べてしまい、今晚は御飯がないとのことでした。このため、4の対応にありますように、児童相談所は、保護者不在等により、兄弟の心身の安全が脅かされる状況にあると判断し、緊急に一時保護を実施しております。その後の指導の中でも、外泊など母親の生活状態は改善されず、我が子に対する養

育意識が薄いことなどから、2学期からの登校に間に合うように兄弟を児童擁護施設に入所させております。

事例1については以上であります。

次のページをごらんください。

事例2について御説明いたします。

1の家庭状況についてであります。家族構成は、現在収監中の48歳の父親と療養中の44歳の母親、中学2年の長男、小学3年の長女、小学1年の次男の5人世帯であります。

次に、2の相談であります。①の相談者は、長男の通学する中学校であり、2月に児童相談所に不登校として相談しております。②のその内容であります。担任に付き添われた長男と母親が児童相談所に来所し、このとき長男はひどく痩せた印象であったと聞いております。長男は、小中学校を通じて成績良好であり、性格や行動にも問題はありませんでした。秋から遅刻が目立ち始め、年明けから学校に来なくなったとのことでした。このころの長男の様子は、学校に行っても仕方がないと、登校意欲が薄らいでいる状況であったと聞いております。

3の調査についてであります。父親は、長距離運転手の職についておりましたが、昨年4月に傷害事件を犯し収監され、母親も秋口から精神面の不調を訴え、入退院を繰り返しておりました。母親の入院中は、子供だけで生活する日もあり、限られた生活費の中で、長男は妹や弟の世話に追われ、成績は急激に下降したと聞いております。また、父親の収監により収入は途絶え、希望する高校へ進学するような経済的余裕もないので、長男は将来について悩んでいたとのことです。このため、4の対応にありますように、児童相談所は母親の入院にあわせて子供3人を一時保護し、学習習慣を身につけさせ

るなど、生活のリズムを整えさせております。その間、市と協力しながら、生活保護や母の障害年金申請の支援を行い、生活保護の支給開始と母親の退院を待って子供たちを家庭復帰させております。

事例についての説明は以上であります。

○日高国保・援護課長 国保・援護課でございます。

4ページをお開きください。

Ⅲの生活困窮者自立支援制度における取組の状況について御説明いたします。

まず、1の生活困窮者自立支援制度についてですが、(1)の目的は、福祉事務所を設置する自治体、9つの市と県になりますが、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し支援を行うものであります。(2)の生活困窮者の定義は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者で、生活保護受給者は除きます。

(3)の事業内容ですが、①の自立相談支援事業、これは、必須事業となっております。相談支援員を配置して、生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、その状況に応じた自立に向けた支援プランの作成等を行い、包括的・継続的な支援を実施するものです。②の住居確保給付金の支給でございますが、これも、必須事業となっております。離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当額を3カ月支給いたします。家賃相当額は、生活保護の住宅補助基準額になります。③その他の自立の支援は任意事業になっており、ア、就労準備支援事業は、就労に必要な訓練を日常生活自立や社会生活自立段階から実施しまして、就労に結びつけていくものであります。イの家計相談支援事業は、家計に関する相談、家計管理に関する

指導、貸し付けのあっせん等を行います。ウの生活困窮家庭の子供への学習支援事業は、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者への進学助言を実施するものです。以上に加え、エ、その他生活困窮者の自立促進に必要な事業があります。

生活困窮者対策のイメージは、下の図のとおりで、これまでセーフティーネットと言われる制度は、第1のネットの社会保険制度や労働保険制度、第2のネットのハローワークが行う求職者支援制度、第3のネットの生活保護制度がありました。今回、第2のネットの充実強化を図るため、生活困窮者自立支援制度が創設され、ことし4月1日から施行されております。

5ページをごらんください。

2、その他の自立の支援（任意事業）に関する県の取組についてですが、これは、今回の補正予算でお願いしているものであります。

まず、(1)の「ためしにやってん！」就労準備支援事業は、生活習慣・対人関係等に問題を抱え、就職が困難な者について、就労するための前準備として、社会福祉施設において3カ月程度の訓練を行うものです。

訓練の内容は、3つの段階に分かれておまして、まず、第1段階は、①の生活自立訓練で、社会参加に必要な生活習慣や言葉遣いなどの訓練を行い、みずからの健康、生活管理の自立意識の醸成を促します。第2段階は、②の社会自立訓練で、施設入所者と協力して作業を行うことにより、社会参加能力の習得を促します。第3段階は、③の就労自立訓練を行い、就労に向けた技法や知識の習得やハローワークの利用の仕方、面接の受け方などの訓練を行って求職活動に結びつけます。

(2)の「子どもたちの夢・挑戦」応援事業



ですが、昨年8月に国から示されました「子どもの貧困対策に関する大綱」における重点施策等を踏まえまして、子どもの貧困対策の推進を図るもので、図で示しておりますように、4つの事業を行います。

まず、左上の啓発事業の実施です。これは、ホームページ、新聞広告等を活用し、県民の子どもの貧困に関する問題意識を高めるとともに、支援制度の周知を図るものです。

右上の宮崎県子どもの貧困対策計画の策定につきましては、後ほど御説明いたします。

左下の地域ごとの子どもの貧困対策会議の開催は、先ほど1ページに今後の取組で御説明したとおりであります。右下の桜さく成長応援ガイドの作成は、中学生や高校生が見ても理解できるような国や県の支援制度をわかりやすく説明したガイドブックを作成して、学校や関係機関と連携し周知を図るものです。

3、「その他の自立の支援」（任意事業）に関する各市の本年度の取組についてですが、就労準備支援事業を宮崎市、家計相談支援事業を小林市と日向市が実施しております。生活困窮者の子供への学習支援事業は日向市が実施しております。これは、生活保護世帯、生活困窮者世帯のうち、対象となる児童生徒、小学生、中学生に対しまして、学習支援員による学習支援や保護者からの子育て相談への対応などを行うものです。その他、生活困窮者の自立の促進に必要な事業として、宮崎市が子供の居場所づくり事業、日向市が居場所サロン事業を実施しております。

次に、6ページをお開きください。

IV、宮崎県子どもの貧困対策計画（仮称）の策定についてであります。

まず、1の策定の理由についてであります。

昨年1月に施行されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案しまして、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するために計画を策定するものです。

2の計画の概要等ですが、（1）の計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間となります。（2）の計画の趣旨であります。全ての子供が生まれ育った環境によって左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、本県の子どもの貧困対策に関する基本方針を示すとともに、国の大綱で示された重点施策を柱として、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するため、計画を策定いたします。（3）の主な内容であります。①の重点施策として、国の大綱で示された4つの支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援について取り組むことといたします。そして、②にありますように、これらの施策を教育、福祉、商工等、多様な関係者が連携を図り推進してまいります。（4）の策定スケジュールであります。表に記載しておりますとおり、行政、関係団体、有識者で構成する宮崎県子どもの貧困対策協議会（仮称）を新たに設置し、関係者の御意見を参考にさせていただきながら、策定作業を進めていく予定です。

第3四半期には、計画素案について、幅広く県民の皆様の御意見をいただくために、県庁ホームページで公表して、パブリックコメントを実施することにしており、第4四半期の平成28年2月に最終案を議案として提出して御審議いただくことしております。策定の作業状況につきましては、適宜報告してまいりますので、よろしく願いいたします。

資料の説明は以上であります。最後に、前回の委員会で坂口委員と丸山委員から御指摘のありました、都道府県別の子どもの貧困率について御報告させていただきます。

前回の委員会後、厚生労働省に対しまして、子どもの貧困対策を検討するに当たり、本県の貧困率を把握するために必要であると、再度データの提供を強くお願いいたしました。しかしながら、厚生労働省の回答は、都道府県別の貧困率を算出することを想定して、国民生活基礎調査を設計しておらず、都道府県別の貧困率を公表することはできないとのことであります。他県におきましても、都道府県別の貧困率が必要と考えられておきまして、先日開催された九州各県保健医療福祉主管部長会議で九州各県が連携して、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において、都道府県別の数値の算出がなされるよう要望することとなり、7月に厚生労働省に要望する予定となっております。

なお、内閣府の平成27年版子供・若者白書において、子どもの貧困について説明がなされておりまして、平成24年の子どもの相対的貧困率16.3%とともに、小学生、中学生に対する就学援助の状況として、平成24年度の就学援助率15.6%が示されております。本県における小学生、中学生に対する就学援助の状況については、先ほど教育委員会から説明のあったとおりであります。就学援助率は、本県の子どもの貧困の状況を示す一つの指標と考えております。

報告は以上であります。

**○右松委員長** 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

**○清山委員** この教育委員会の資料の5ページでスクールソーシャルワーカーの活動実績と対

応件数がどんどんふえているのですけれども、平成22年度からは同じの数のスクールソーシャルワーカーでやっておられたのでしょうか。つまり、周知状況とか配置状況によって対応件数も変わってくる部分があるかなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

**○永山学校支援監** スクールソーシャルワーカーについては、25年度から8名体制ということで、それまでが7名というところでの対応ということで取り組んでおりました。

以上です。

**○清山委員** 続いて、6ページの高校中途退学の項目で家庭の事情と書いてあるのは、具体的にどういう事情になるんですか、どういうものが含まれるんですか。

**○永山学校支援監** 家庭の事情の中に転居であるとか、そういうものが含まれるということがあります。

**○清山委員** ありがとうございます。

**○丸山委員** ソーシャルワーカーについてまた少しお伺いしたいんですが、この配置状況について、学区ごとなのか、生徒の数を応じてこうなのか、どういう根拠によるのかと。加えて、今後の計画としてはふやす方向なのかとかというの少しお伺いできればなと思っておりましてもんですから。

**○永山学校支援監** スクールソーシャルワーカーについては、県内の各学校の状況、児童生徒の状況に応じ、中部教育事務所管内に4名、それから、南部教育事務所管内に2名、北部教育事務所管内に1名となっております。北部教育事務所におきましては、スーパーバイザーの方がいらっしゃいますので、その方も含めた配置であります。

平成28年度以降につきまして、このスクール

ソーシャルワーカーについては、学校からもいろいろな要望等も上がってきている状況にありますので、人員の増加、あるいは活動の時間の増加とか、そういうところに向けて研究をしているところでもあります。

**○丸山委員** この中部、南部、北部でばらつきがあって、生徒数が一概にイメージ的にわからないんですけれども、この相談のあった案件数は、例えば平成26年度は全体で468件相談対応されてますけれども、それぞれの南部、北部、中部で分けたときには何件というふうに認識すればよろしいでしょうか。

**○永山学校支援監** しばらくお待ちください。申しわけありません。事務所ごとのデータはちょっとないということでもあります。

**○丸山委員** だから、できれば、その辺のことも詳しく、平成22年から26年までにどういうふうな感じで、各教育事務所単位で伸びていったのかとかを含めて、ここは手薄いよとか、もう少しすべきじゃないのかとかいうのもちょっと情報をいただくのに加えて、28年度からどうにかもう少し変えたいというイメージを持っていらっしゃるんであれば、そういうのを少し我々にも情報提供していただくことによって、どこが薄い厚い、もっとしなくちゃいけない地域、多分、教育事務所ごとでも、教育力が落ちていく地域はここだよとか、そうなると市町村と連携してもうちょっとやるべきだよとか、いろんなことを考えることができるのかなと思っています。細かいデータが出せるんであればお願いしたいと思っています。

**○永山学校支援監** 現時点におきまして、スクールから上がってくる活動状況として整理をしておりますので、可能な範囲の中でちょっと勉強をしていきたいというふうに思っております。

**○丸山委員** 7ページの就学援助制度、これも同じく県内はわかるんですけども、市町村ごとにどういう状況なのかというのと、これ、先ほど言ったように、スクールソーシャルワーカーとリンクしながらしていくべきじゃないのかなと思っているものですから、その状況がもしわかるんであればお伺いできればなと思ってるんですが。

**○田方財務福利課長** この要保護・準要保護の児童生徒数の市町村別の状況は、資料としてございますので、お示しすることはできます。例えば、宮崎市から五ヶ瀬町まで全ての認定者数とか、そういう金額も出してありますので、御提供はできます。

**○丸山委員** ぜひ次の委員会で委員長に諮っていただいて、資料としていただけるんであれば、お願いできないでしょうか。できれば、市町村ごとの伸び率の状況とかも含めてわかるような形をつくっていただくとありがたいかなと思っております。

**○田方財務福利課長** 次の委員会で御提供したいと思っております。

**○右松委員長** よろしくお願ひします。

**○坂口委員** 教育委員会5ページ、このスクールソーシャルワーカーですけれども、校長の生徒に対しての関与度と、スクールソーシャルワーカーの関与度、指導権と言ったらいいんでしょうかね。ソーシャルワーカーと関連機関とが指導権を持って補完的に校長に関わるのか、あくまでも教育的視点から、そこに一部委ねていって、指導権は校長が持つのか。専門機関とスクールソーシャルワーカーに預けると、えてして学校としては物が言えなくなってしまって、隔離された状態に生徒が置かれることがすごく心配なんですけれども、そこら辺はどんなぐあい

にかかっているんですか。

**○永山学校支援監** まず、委員さんの御指摘のとおり、まずは、その子供の状況について、学校の中でどんな対応があればよいのかということ、校長を中心として、担任であるとか、生徒指導担当であるとか、そういうものをきちんと検討していきながら、まずは、その子供、それから、保護者の方々への指導をするというのがまず大前提になってくると思います。

ただ、家庭訪問等をして、なかなかいらっしやらなかったり、子供の状況を見たときに、ネグレクト等がうかがえるときには、学校だけでは十分対応できないところがありますので、まず、スクールソーシャルワーカーに学校の実情というのをきちんと把握していただいた上でどこの機関とどんな対応をすればいいのかという調整をしていただきます。そして、スクールソーシャルワーカーと関係機関とで対応していただいた内容については、もちろん学校のほうにもきちんと報告をしていただいて、学校としてはどんな対応が今後必要になってくるのかというのを、ケース会議等を通して、共通理解をしながら進めているところであります。

**○坂口委員** 僕は、その前にもう一つ、地域社会の関わりが必要になるのかなと思うんですけれども、福祉サイドの2ページ、事例1の2(2)のところに、子供のことをお世話してあげたところが、意外にも勝手なことをするなって言って怒られた。これは常識的にはあり得ないですよ。その部分だけをとったら。その前があったと思うんですね。だから、その人たちが、SOSを出しているときに周りが誰も気づいてくれなかった。ここまで落ち込んで、今まで何らSOSのサインを受けとめてくれずに、なぜ今になってから格好つけて来るのって、あるいは

自分の仕事の延長線で来たんだというような感覚があったと思うんです。ぱんとそこで出てきたもんじゃないの。だから、そこで、いつの時点でそのサインを誰が見逃したかっていうこと。だから、その前の歯どめですね、ここがなければ、やっぱり、病気でいえば、本当にもうその小さなうちに見つけきらずに、もうステージ5ぐらいになってから見つけるようなことで。以前、やっぱりこれもプライバシーにかかるんでしょうけれども、全国で報じられたような家庭と子供の問題がありましたね。たまたまそこにはいい先生がいて、身を呈してやっていって、時には、かなり激しいことをやって、親子を一人一人個別に隔離していったり、仕事を強制的にやらせたり、保証人になって仕事をやらせたりして、最後には、その子供が先生に対して、「ありがとう」と言ってから、やっぱりお礼に来てますもんね。そのとき、ぽつんと言ったのが、私たちは、本当に困ってサインをいっぱい出したけれども、誰も気づいてくれなかった。それで、生きていくために、こんなぐあいの選択しかなく、ここまで来たけれども、これ以前に、後の介入の、その何分の1のお世話でもいいから、していただきたかったということ素直な気持ちでお母さんがそう言われて、僕はそれにずっとタッチしたんですけれども、そういうことがありました。だから、その前の時点ですよ、ここを見つけないきゃだめだと思うんですね。だから、人が泥沼に入ってそれ引き上げてやろうとしたら、何倍もの労力も要るし、そして、うまく引き上げているかどうかもわかんないし、引き上げられるほうは、大衆の目前でそんな格好いいことしないでよって、我々は我々のルールで生きていくということになりかねないですね。だから、これは、福祉サイドという

か、教育サイドと福祉サイドの連携というのが、その前に一つぽっこり大きい穴が抜けていると思うんですけれども、ここをぜひ見つけ出さなきゃだめだと思うんです。何か考えがあったらこれまた考え方を教えていただきたいと思います。

**○永山学校支援監** 委員さんがおっしゃるとおりで、なかなか厳しい状況になったときへの対応というのは非常に困難というふうに考えております。

ですから、学校でいいますと、子供たちのちょっとした変化とか、そういうところをやはりきめ細かに観察していくとか、学校においても、いろんなそういう相談のアンケートをとったりしていきながら、ただ、それは、アンケートをとるということだけでなく、本当に、子供であったり、その環境の保護者の方に寄り添った上でどんな対応が必要なのか、今後一步踏み込んだ部分での取組は本当必要だというふうに思います。学校の情報だけではなかなか解決できない状況もございますので、そういう意味で、委員さんがおっしゃったような形で情報を共有していきながら、早い段階で解決ができるような方向性を考えているところであります。

**○坂口委員** いい悪いは別にして、家庭の教育力が低下したのは現実だから、これを復元するという努力をやりながら、そこに至るまでの間は、それを学校と地域社会が補完していかざるを得ないと思うんです。今のこのプライバシーに係るいろんなルールとかが厳しい中であって、その中で気づいたものを、どうやって関係者のところにそれをフィードバックするか、深手にならないうちに、泥沼に行かないうちに、何らかのちょっとした対応というのがすごく必要とされるんじゃないかなと思うんです。これは要望しておきます。

そして、教育委員会の資料の6ページの下の方の進路変更による高校中退の150名ですけれども、この中で学校の処分として進路変更するという形での退学というのが入っているのか入っていないのか、入っているとすればどれぐらいか。また、他校への進路変更ということによる退学というのが、どれぐらいこの中に含まれているんですか。

**○永山学校支援監** 懲戒での中途退学もこの件数の中には含まれることとなります。そしてまた、実際にその学校に行っているいろんな学習をしていく中で、本人自身がまた自分に合った学校ということで選択している場合もその中には含まれているという状況であります。

**○坂口委員** 数はどうなってますか。

**○川越学校政策課長** 高等学校の場合に懲戒処分での進路変更というのは今の段階ではございません。

**○坂口委員** これ以前になるのかな。例えば、具体的な相談を幾つか、僕は特に通信教育の関連の団体に関与しているものだから、あるんですよ。学校からもその学校に行ったほうがいいんじゃないか、でなければ、自分から退学したほうが傷つかないよという、そういうことはあるんだけど、そういうことはこの5年間全くないんですか。

**○川越学校政策課長** 進路変更の多くは、自主退学という形になっております。強制で退学という形は、ことしのこの分までは入っておりません。

**○坂口委員** だから、学校が、このまんまではあなた退学ですよと、どこが行かれたらどうですかと、親切的な意味での指導。つまり、自分からというのは、例えば、学業不振によるとか、経済的な理由によるとかいうもので、そして、

どうしてもお金の要らない学校に行ったりとか、夜間に行ったりとか、自分から変わるという子も当然それは多かっただろうけれども、指導によるものはどの程度なのかということです。そういった仕分けというのをしておかないと、これじゃあそこが見えてこないじゃないですか。例えば、経済的な理由が4名しかいないといたって、これ以上の数字が、そういったものが、この中の150の中に含まれている可能性だってあるから、この分類の仕方が、ちょっとやっぱり一貫性がないとか、合理性がないと思ったからお尋ねしているんです。

**○川越学校政策課長** まさしくそのとおりで、資料の提示の仕方、データの出方が非常に曖昧になっておりますので、このあたりをしっかりとデータをとった形でやりたいと思っております。

**○飛田教育長** 坂口委員がおっしゃることはそのとおりであって、この子たちがいつ退学届を出しているか。例えば、2月の末とか3月であれば、当然、成績が悪かったりとか、それまでの出席日数が足りなかったりとか、学校の先生方に命じてそういうことをきちっと分析をさせる。これは、結局文科省の統計上ではこういう形で上がってくるけれども、どう手を打つかといったときには、例えば、1年生の1学期から2学期にかけてやめるということは、中学校から高校に行くときの進路指導体制は十分じゃなかったんじゃないかと。3学期であれば、そういう、子供たちがきちっと成績をとらせるとか出席をさせるとかいうフォローができていない。そこあたりまで手を入れよということを今命じておりまして、そういう分析をして手を打ちたいと考えております。

以上です。

**○坂口委員** そののところだと思うんです。この中から1人でも2人でも、最後までやっぱりその学校で、自分がやっぱりそこに入ってきた学校で卒業させていくというのが、もし何らかの努力を加えることとかによって可能ならば、1人でも2人でもここを減らして行って、卒業証書をもたらえるような形にもっていく。そのために、この分類の仕方をそこを仕分けしとかなんといけなと思うんですけれども、これはお願いしておきます。

それから、福祉サイド4ページのこの困窮者自立支援制度ですけれども、これは画期的でいいことだと思うんです。セーフティーネットとか。

ただ、この最低限度の生活を維持することができなくなるおそれというこの状態、これがどれぐらいなのかな。というのが、ここで何らかのやっぱり支援を講じて、そこに、その人をケアすることによって、もう一遍上昇気流に乗っけて、ごく普通の自立した生活を維持して行って、確保をして維持していってもらいたいところへの押し上げ策だと思うんです。それ以上落ち込んだとき、その人の持っている資産、財産でしようかね、これをどんなぐあいに判断するのかのただけれども、今の生活保護なんか、丸裸になって、何もかもなくさないでだめで、そこに至ってからじゃ、なかなかやっぱり自立というところにはいかないと思うんです。

例えば、簡単な商売なんかを、才能のある人、才覚がある人なんか、せめて商売をするための、例えば車で移動販売でもするんだという、その人が車を持ってとか、ある程度の土地を持って担保に入れば数百万のお金は借りられるよとなれば、自立もしやすい。そのための商売のための能力というんですかね、そういったも

のをちょっと教育してあげて、そして、あるいは必要な免許とか許可を取らせて商売をさせる、自立させるとか、就労支援を、職業訓練をやらせる。そのときにも、自分がやっぱりそこに家を持ってたり、通勤のための車を持ってたり、ある程度のものを認めてあげて、これ以上はやっぱり通常の生活より深刻な状態になって支援が必要だっていう、その判断基準、そこをあんまり下げってしまうと、やっぱり自立にはなかなか届かないと思うんです。車さえあれば、自分は新富に住んでいるけれども、例えば、日南なりに宮崎なりに勤めがなるんだがなど、あそこならとか、車があれば商売して、この商売、俺覚えたんだけれどもなとかいうこと、そこにつながるようなものでないと、生活保護に至らせないための歯どめの支援策にならないんじゃないかと思うんです。最低限度の生活を維持できなくなるよという判断は、どういうことで決めていくんですかね。

**○日高国保・援護課長** この生活困窮者の定義というのが、これは、法律の定義でありまして、法律上はこういった書き方がされているんです。けれども、実際のところはもう委員の御指摘のとおりで、生活保護でしたら、確かに本人の能力とか資産とか全てを使った上で基準に合致するかどうかという見方になるんですけれども、生活に困窮されている方というのは、いわゆる経済的な定義とか、そういったものは一切ございませんで、本人が生活に困っていますと、困窮の原因というのはさまざまでございますので、本人がそうした窓口に来ましたら、また窓口に来なくても困っているということがわかれば、出向いていってでも相談をするとか、そういったことで、幅広に受けとめるというふうにしていくところがございます。

**○坂口委員** やっぱりそのところを、これまでの常識を大きく変えていかないとだめじゃないかとか、今言われたとおりで、極端に言ったら、本人が、自分はどうもこのままいくとあとわずかで生活困窮になってしまう、だから、何とかしてくれってきたときに、今度は受けた側の窓口の判断で、いや、あんたは家もまだ立派なものを、土地も結構持っているじゃないかとか、車だってあるじゃないかと言ってそこでノーとやるんじゃないかって、その言い分を聞いてやって、また再スタートが切れるように助言してあげる。そして、本人にしっかり生活を再生して、そういったもので、また場合によっては税金まで払えるようなところまでいけるんだというようなことをした方がいいと思うんです。そして、本人の財産というのは供託をしておいて、その約束を果たしていったとき、供託を解除してお返しして、そこでやってもらう。その約束を果たさないときは、それは、ある一定期間なり一定の条件を満たさなかったという逆条件を設定して、そこに当てはまったときに、それは、国なりが没収していくという、そういうぐあいにして、相手の能力とやっぱり考え方を尊重しながら、最終的に自立して社会貢献のための納税までしていただくというふうな、そういったものにならないと、生活保護とあんまり変わらないので、ここに留意しながら、この支援策というのは、大いにやっていただけるような運営のあり方をしてほしいなと思います。

**○日高国保・援護課長** まず、まさに、委員の御指摘のとおりでございますので、経済的な要件というのは一切設けておりませんので、とにかくこれは生活に困っている方、経済的だけに限らないこともあると思うんですけれども、生活に困っている方の自立を支援していくというこ

とでございます。あくまでも、それぞれの世帯の状況に応じて、どうやれば自立につながるのか、そういったところを一緒に考えていくという制度でございますので、これからもそういった形で努力してまいりたいと思います。

○坂口委員 よろしくお願ひします。

○太田委員 教育委員会のほうからこんなに赤裸々に実態が書かれた報告があったのは私が知る限り初めてなんですね。実は、そういったのも知りたかったんです。

というのは、私たちもいろんな県民の相談を受けるときに、本当に家へ訪問したら、もうごみが山のように、全然片づけてないとか、そういう人たちを見ると、どういったところに問題があるのかなと思ったり、学校側の子供の実態なんかも具体的に聞きたいなと思うことがいっぱいありまして、今度の資料は物すごくよくわかりますという思いがあります。

それで、ちょっと事務的な確認も含めて質問させてもらいたいんですが、この資料の3ページのところに、主にネグレクト・貧困等に起因すると考えられるものというのがあります。その小学校のところに、生活保護を受けながら、ほぼ毎日市販の弁当等で済ませていたためという記述がありますが、例えば、小学校の場合、学校給食がありますので、ここで言う、市販の弁当で済ませる、というのはどんな状況だったのか、ちょっと確認でお願いいたします。

○永山学校支援監 これは、朝食であったり、夕食であったり、市販のもので対応するというものであります。

○太田委員 わかりました。

その欄の高等学校、親が授業料や学校納入金を納めないためということで、授業料は、例えば、母子家庭の場合は申請すれば免除されます

よね。だから、ここでは、両方の親がそろっておる中での貧困というふうに考えていいんでしょうねという確認と、それから、学校納付金というのは具体的にはどんなのがあるかちょっと教えてください。

○田方財務福利課長 この高等学校の授業料の話ですけれども、平成22年度から、県立学校でいいますと授業料は無償化になっておりますし、それから、26年度からは就学支援金制度によりまして、一部高額所得のある方は負担をいただくこととなりますけれども、この授業料の関係は、これは前の話ということになるかと思ひます。

それから、学校納入金につきましては、PTA会費だとか、それから、部活動費だとか、そういうものを含めた学校徴収金、納入金ということで整理をしてあります。

○太田委員 わかりました。

それと、今、坂口委員の話の中にもあったと思ひますが、学校ではどういう教育をしているのかという保護者からのクレームみたいなものは、これは本当に先生方は辛いだろうな、それは、家庭で教えていただきたいなとか、そんな思いがあるんだろうなと思ひたり、何か携帯電話の契約料の弁償を言ってきたというのも、これもう少し家庭のほうで考えていただきたいかなというのがあるんだろうと思ひました。いろいろ議論しながら考えていきたいと思ひますが、この4ページの4の学校現場の声として、授業や生徒と接すること以外の事務作業が多いということが述べられて、まあ、いろいろ学校現場での先生方の事務が多いんだということだろうと思ひますが、これ二、三年前、教育長のほうが学校視察をして、もうこんな文書は少し減らそうよということを議場でも言われましたよね。



私、それを聞いてもうほっとしたんですよ。もう、教育のトップの方が少し事務を減らすべきとか減らしていいんじゃないかということと言われたということは、現場の先生方もほっとしたと思うんです。ただ、教育ですから、きちっとお互いの関係を文書でしかやれないところも確かにありますので、減らせないと思うんですよ。ただし、私は本当に減らしていい部分があるのではないかって、当時の教育長が言われたことについて、私も何か評価するとか、ほっとして、ぜひ現場にいいものが伝わって簡素化できるとかしたほうがいいのではないかと思っているんですが、ちょっと、その後の現場の状況なんかどうでしょうか。

**○飛田教育長** 委員のおっしゃるとおり、例えば、公的な書類もあるし、外部とやり取りするものもある、あるいは子供たちの家庭に届ける文書もありますので、なかなか難しい部分がありますが、少し山が動き始めたかなと私は思っています。その数字を見ていただきますと、平成16年度は60.9%というデータです。今回は55.6%で、単に5ポイントぐらいじゃないかとおっしゃる方もおられるかもしれないけれども、ただ、やっぱりそういうムードが浸透し始めてきたことは確かだし、あるいは必要な文書もできるだけ、3枚あるのを1枚に簡素化するというふうな声もかけておりますので、また一段とそういうことが取り組まれるようにこれからも訴えていきたいと思っております。ただ、必要なものはやっぱりやらざるを得ないということは事実だと思っております。

以上です。

**○太田委員** あと2つほど。7ページの就学援助制度の状況というのがありますが、この支給額のところが9億3,300万、これはちょっと説明

の中で支給という言葉も使われたような気もするんですが、これは、子供さんを通して物品が動いたり、もしくは現金が動いたりすることなく、現物支給というか、というのは、昔ある人から聞いたんですが、あした運動会というときに、はい、あんたにはシャツが支給されたいって、みんなの前でシャツを、体操服を渡されて、私が生活保護とかそういったものを受けていることがみんなに知られてもう恥ずかしくてたまらなかったというのは、まあ、30年、40年前の話なんですけれども、こういった現物支給といえますかね、そういったのは、周りの生徒さんたちへの配慮とか何かそんなのはうまくやっておられるんでしょうか。

**○田方財務福利課長** この一応要保護・準要保護の支給と申しますのは、市町村の事業でやられてる部分でございまして、県がやっている部分といいますが、県の場合は、五ヶ瀬中等教育学校の前期課程、それから、県立中学校、それから、特別支援学校があるんですけれども、この場合でも、県の場合は、一応医療費と学校給食費の補助ですので、直接現物支給ではございません。

市町村の支給につきましても、市町村が支払われた部分の金額を県が国からの補助によって補助金として交付をしているということになりますので、実際どういう形で支給をされているかというのは把握していないということになります。

**○太田委員** 先ほど私が例として言ったのは40年ぐらい前のことですから、恐らくもう現在では配慮されているとは思いますが。一応それは念のため留めておいてください。

最後に、福祉保健部のほうで出された資料の5ページ、その他の自立の支援というのが、6

ページの一番最後に書いてありますが、生活困窮家庭の子供への学習支援事業ということで、これ見てみますと、日向市は積極的に何か全体的に取り組んでいるなどと思って、特に、この学習支援事業、日向が行っているのは、例えばどんなところでされているのか、例えば、学習塾を使っているところがあるとか、それから、OBを使っているところがあるとか、何かその辺のイメージを知りたいんですが、日向の場合はどういった支援をやっているんでしょうか。

**○日高国保・援護課長** 済みません、細かいところまでは把握しておらないんですけれども、私たちが把握しているところは、学習支援員が対象世帯を訪問してから、学習支援とか子育て等の相談を行うとか、あと塾形式でもやっているというふうに伺っております、学習支援員というのが8人ほどいるというふうに伺っているところでございます。

**○太田委員** わかりました。よろしいです。

**○二見委員** さっき出た教育委員会のほうの資料の7ページの要保護と準要保護ということで、2つの推移とかが出ているわけなんですけれども、これ私が今見ていたときに率直なちょっと疑問というか、どうなのかなと思ったのが、米印の2つ目が、「準要保護とは、要保護者に準ずる程度に困窮している者をいう。」というふうな説明があるわけなんですけれども、これ、認定についての通知が昭和38年というふうになっているんですが、当時と今とその基準というのが変わらないような、書きかえなくていいような通知内容だったのかというのがちょっとわかりますか。

**○田方財務福利課長** 今、委員からありましたように、準要保護の条件というのが、総合的に判断して、市町村、教育委員会が認定をしてい

るわけですけれども、要件がございまして、生活保護基準額に一定の係数を掛けたものとまず比較をするということがございます。だから、生活保護の基準というのは変わってきておりますので、その基準額に一定の計数を掛けて比較ということで、今の現状に合ってくるということになるかと思えます。

それから、生活保護法に基づく保護の停止または廃止の状況を判断、それから、県民税の非課税の状況、市町村民税の減免の状況、国民年金保険料の免除の状況、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予の状況、それから、児童扶養手当の支給の状況等、こういう状況を踏まえて、準要保護として認定をしているということで、総合的にやっているということになるかと思えますので、昭和38年の基準がそのままということではないということになるかと思えます。

**○二見委員** ただ、38年といたら、もう今から60年ぐらい前の話だと思うんですけれども、その生活保護の基準というのは、その都度変わってきているとは思いますが、今の一定基準を掛けるということで、そういうことになっているというのはわかりました。

あと、1ページ、2ページについてなんですけれども、この家庭教育の捉え方というのが、文部科学白書ということから出ているんですけれども、この家庭教育のイメージとその次の家庭教育の役割というのも、この白書の中に書かれている内容のものなんですか。

**○恵利生涯学習課長** 今、委員からお尋ねがありました家庭教育の捉え方、これにつきましては、家庭教育白書を参考に、その中のものから出しました。そして、年代別の家庭教育の役割、これにつきましては、家庭教育の白書または家

庭教育を先進的にやっています岐阜県の家庭教育運営マニュアル、こういうものを参考にさせていただいて、その年代別の主な役割についてまとめ上げさせていただきました。

以上でございます。

**○二見委員** ということは、大体イメージは1ページの体系的に図化したようなものだと思うんですけども、この下にある危惧されている状況についての挙げられたというのは、やっぱり白書の中から出てきているというふうな認識でいいですか。

**○恵利生涯学習課長** 白書の中にもございますし、さまざまなこの危惧されている状況、いろいろな資料の中から現在に家庭教育を阻害するような状況についての中身を取り上げたものでございます。

**○二見委員** じゃあ、次の2の家庭教育の役割の表についてなんですけれども、これは、今お答えいただいたように、家庭教育の白書と岐阜県の教育マニュアルを参考にされたということなんですけど、これはもう宮崎県としてもう持っていた資料になるわけなんですけど、それとも、今回つくられたものなんでしょうか。

**○恵利生涯学習課長** 家庭教育については、サポートプログラムという、家庭教育を支援するための研修内容について、県が1年ほど前から作成しておりますが、このような家庭教育の役割というものを、このように改めてしっかりと捉えさせたものは、近年では初めてかと把握しております。

**○二見委員** じゃあ、まだこの教育委員会の中でこれをしっかりとこういう定義でやっていこうというまでにはまだつくり上げられていないものというような認識でいいんですか、それとも、今後つくる予定なんですか。

**○恵利生涯学習課長** このたびの特別委員会を通じまして、私どもこういう家庭教育、または役割についてしっかりと定義をさせていただきましたので、十分検討させていただいて、よりよき活用が図られるようにしてまいりたいと思っております。

**○二見委員** 最後なんですけれども、NPOなど、いろんな地域社会と連携してこういった問題に取り組むべきだというのが大事だということふうによく思いますし、解決できる問題にどんどん取り組んでいくことも大事だと思うんですけども、何よりもまず発見することが大事だと思うんですね。いじめの問題にしろ何にしろ、こういう家庭の事情についても、まず発見することが大事だといったときに、やっぱり先生方に対する期待度というのが大きいんだと思うんですよ。

事務作業がちょっと5%ぐらいは減ってきたというようなアンケート結果も出ているようですし、ただ、子供一人一人というのは、もうきのうときょうの違いというのがやっぱりあるんだと思うんですね。よく、この間読んだ本でも、机間巡視というんですが、授業中によく先生が横を通っていきます。あれは何のためにしたのかと思って。あれはやっぱり意味があったんだなと。やっぱり日ごろの授業の中で子供の変化に気づくためにも大事であって、回っていくと、様子が変わったんじゃないかというのを、本当に見ていただくということが、学校の先生たちには非常に大きな仕事なんだというふうに思うんですよ。それも授業を教えることも大事なんだけれども、やっぱりその子供一人一人をしっかり見てもらうことが大事であって、僕は、いろんなことを今後検討するに当たって、そこを一番重きを置きたいなというのがありま

す。もちろん地域社会も一緒になって取り組まなければならないんですけれども、その一番先頭に立っていただくのは、やっぱり先生たちであってほしいなど、子供会とか、民生児童委員の方とかいろいろあるんでしょうけれども、そこはもう教育委員会に頑張っていただきたいという思いはあるんですが、いかがでしょうか。やっぱりみんなで取り組みましょうというスタンスでいったほうがいいのか、それとも、教育委員会がちょっとリードしていきたいというのか、そのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○永山学校支援監** やはり学校の役割で一番大事なものは、子供たちにしっかりと力を身につけさせるということであると思いますが、さまざまな状況の中で、子供たちの小さなサインを見逃さないという視点は、非常に大事な視点でありまして、当然、授業をしている状況の中であっても、今はきのうと何かちょっと学習意欲が違うのはなぜかなと、そういう、子供の背景にあるのに思いをはせるという未然防止の観点からのアプローチは、これは非常に大事なことだとは考えています。

**○前屋敷委員** 教育委員会資料の6ページの中途退学のデータからちょっと御説明いただきたいんですが、この学校生活・学業不適應ということで、123名の方が退学されているということなんですけれども、ちょっとくくりが大ざっぱ過ぎるというか、大き過ぎて、学校生活になじめずにやめてしまったとか、学業が不振と不適應とどう違うのかとか、その辺のところもうちょっと中身を御説明いただけませんか。

**○川越学校政策課長** 学校生活、それと、学業不適應、どちらがわかるかというところ、学業不適應がまずわかりやすいかなと思うんですけれど

も、例えば、普通科の学校に行ってたけれども、なかなか学校の授業になじまない、進路に合わない、そういったことで苦勞して学業に合わせられないということで中途退学をしていく生徒は実際に結構います。

学校生活といいますと、授業だけではなくて、部活動であるとか、それとか、人間関係であるとか、さまざまな部分の中でやはりその学校にどうも合わないということを理由にしているものですので、若干学校生活・学業不適應というふうに一応ポツでつながってますけれども、学校全般を含めたということでこのようなくくりというふうに考えていただいたほうがいいかなというふうに考えます。

**○前屋敷委員** せっかく入った学校で、そこで卒業できなかったと。ちゃんと自分なりにしっかり進路を見きわめて、別の学校だったら自分が生かせるんじゃないかとかいうことで、新たな展開でしっかり学業に進めれば、それはそれなりにいいことかなというふうに思うんですけれども、このデータは県立高校だけですよね。あと私立もかなり多くて、そういう状況に置かれる子供というのはたくさんいるんじゃないかと思うんですよ。ですから、やはり人間関係とかいうのはなかなか難しいかもわかりませんがもう非常に大事じゃないかなというふうに思うんですよ。そういった努力もされたとは思いますが、何とかやはり3年間そこで頑張るといふ努力も含めて、そういうフォロー、それから、その学校を退学したんだけど、その後の方向はどうだったのかというところまでのフォローあたりは必要だと思いますし、その辺の状況はどうですか。

**○川越学校政策課長** 全日制課程の中の普通科、

商業系の学科に行っている生徒たちが、どうもやはり自分には合わないということで、進路変更もありますけれども、学業不適応という形で、例えば、定時制を受け直すとか、それから、通信制課程に行くとかというような選択を進めて、学びがストップしないように、高校のほうではしっかりと次の進路の方向については指導をしているところです。

**○前屋敷委員** 長い人生の中でのいつときではありますけれども、やっぱりそこがネックでいろんな課題、問題も発生するということも考えられるわけですから、大事な時期ですので、そういう点では、やはり、心を寄せていただいた指導というか、援助、フォローをぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つは、就学援助ですけれども、この就学援助は、子供たちが学校での学びや生活にとって不足しているというか、スムーズに学校生活が送れる、そのための支援ということで、申請に基づいてこの制度が運用されるというふうに思うんですけれども、制度の徹底といいますか、全ての子供たち、家庭にこの制度の中身も含めて徹底されているのか、また、その申請状況などについて教えてほしいと思います。

**○田方財務福利課長** 市町村の調査におきまして、各市町村ごとの状況というのは、先ほど申し上げましたように把握しているところですが、申請者数がどれぐらいあって、認定しなかったものがどれぐらいあるかというのは、ちょっと今の段階では調査でつかんでないところでもあります。

この制度の周知につきましては、市町村のほうでも一所懸命やっておられるところでもありますので、児童生徒数が減る中で、認定者数はふえているわけで、非常に重要な制度だろうと思っ

ておりますので、きちんと制度が周知されるように努めることが必要かなということは思っております。

**○前屋敷委員** 済みません、基本的な制度の仕組みなんですけれども、これは、毎年申請をするということになっているんですかね。ずっと援助を受けている子供、生活保護世帯は別としても、そのほかの子供たちは、毎年申請をして受けるという仕組みなんですかね。

**○田方参事兼財務福利課長** 一応毎年ということになりますが、それは、やはり状況が変わることもございますので、その状況を把握しながら認定をしていくということになります。だから、要保護から準要保護に変わるところもあれば、準要保護から要保護に変わるところもございます。

**○前屋敷委員** 今、この経済状況の中で、財政的にも普通一般家庭と見られるところでもやっぱり厳しく、その影響を受けている子供たちはたくさんいるわけですよ。だから、そういう子供たちにもしっかりとこの制度が生かせるということが大事なので、それぞれ市町村事業ということですが、その制度の周知徹底は、やはり県としても行っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、この援助の中身ですよ。事細かにいろいろその自治体で違うというふうに思うんですけれども、その辺はもう全て県が把握するというにはなかなか難しいと思うんですけれども、各自治体間で違いが出てくるところもあるというふうには思うんですけれども、その違いがやっぱり子供たちの学校生活や学びにとって差が余り出ないことが望ましいものですから、その辺のところの把握もぜひしていただきたいし、相談にも乗っていくことが大事な

というふうに思います。具体的な例でいいますと、眼鏡が対象になっているところだとか、それは違うよというようなどころとか、ちょっと細かい話になりますけれども、具体的に聞いた事例ではそういうことなので、その辺のところ自治体間で違うという点では、全て同じ中身で平等にというわけにはいかないんでしょうけれども、そういう実態があるということも承知していただきながら、その辺のところの指導も含めて、支援も含めてお願いしたいというふうに思うところです。何かその辺でつかんでおられることがあったら。

**○田方財務福利課長** 今ありましたように、これは市町村が努力をしていただいている事業だということになります。それで、品目はいっぱいあります。例えば、学用品費とか通学用品費とかそういうことがあるんですけれども、これは、一応国庫補助の限度額もありますので、その費目に対して国庫補助というのもございますので、その点では、各市町村もその補助がある部分とかはしっかりやっただいていないかなと思います。また、先ほどありましたように、制度の周知ということで、また市町村としっかり連絡をとりながらやっていきたいと思っております。

**○河野委員** 福祉保健部のほうの子どもの貧困対策会議の件ですが、福祉事務所ごとにとありますけれども、会長は誰になりますか。

**○日高国保・援護課長** 福祉事務所ごとにということで考えておるんですけれども、基本的には、福祉事務所長とか生活保護の担当の課長なり、ここら辺については、まだ細かい詰めをしておりませんで、これから詰めていきたいというふうに思っております。

**○河野委員** ちょっと質問しようと思っ

ていますけれども、このスケジュール的なものというか、体制づくりとか、もう一つは、これを定期的に行うのか、ケースごとに行っていくのかとか、そういうことはどうでしょうか。

**○日高国保・援護課長** この会議につきましては、今回の補正でお願いしておる関係もありまして、これから7月になってから取り組むことになっておるんですけれども、そういった意味で、細かいスケジュールというのはこれからでございます。委員が御質問されました定期的なのか、その都度ごとなのかというのを、これからであります、基本的には、まず最初に、関係する団体が集まって、まずは連携して取り組んでいきたいと思います、そういったことを確認しながら、今後、どういった取り組みをしていけばいいのか、そこはちょっとこれから話し合っていきたいというふうに思っております。

**○河野委員** 今までも子供の問題について、ケース会議って行われてきたと思うんですけれども、これも結局、貧困に特化して進めるという状況になると思うんです。ただ、やっぱりさまざまな原因を含んだケース会議は今まで行われてきていると思うんですけれども、そこら辺の整理整頓というか、そういうのはどう考えていますか。

**○日高国保・援護課長** まさに委員の御指摘されたとおりで、その子供に対していろんな関係するところがあって機関もあるんですけれども、例えば、子供の虐待に対応した組織として、要保護児童対策地域協議会とか、あと生活困窮者の関係者でも、福祉事務所を中心とした困窮者の支援、調整会議というのを開くことになっておりまして、どうしても、そこで、関係する機関というのが、結構重なってきております。そういったところで、例えば、そういったところ

が1回集まれば、それとあわせてその会議を開くなり、なるべく負担がかからないような形を考えているところでございます。

○河野委員 福祉事務所ごとということになると、例えば、福祉関係のこの団体を見たときに、でこぼこがあるというか、結局、中心的に児童相談所がある地域とか、そういうことでしっかりと体制と、今のようなケースによってどうするのかとか明確にしていけないと、実効性というか効果が上がらないのかなというのをちょっと感じたので質問しました。

6ページのほうの宮崎県子どもの貧困対策計画の策定ということですが、ここもこれ1点だけ、国のほうが子どもの貧困対策に関する大綱というのを出されて、その中で貧困に対する指標というのが提示されていると思うんですけども、結局、施策を打つということは、それに対して評価していかなきゃいけない部分があるんですが、この計画の中で宮崎県としての指標というのは設定しますか。

○日高国保・援護課長 指標というのが、御存じのとおり、国のほうの大綱では、いわゆる指標というのを25出しておるんですが、特にどういった目標を設定するかというのを出しておりません。ただ、私たちの地域の特性とかというのも考える必要がございます、それやはり今後計画をつくっていく中で、どういった指標を持って、どういった目標を考えていくのか、そこら辺を検討してまいりたいというふうに思っております。

○河野委員 じゃあ、計画の中では指標は位置づけるということですか。

○日高国保・援護課長 国のほうが25の指標を示しておりますので、県のほうではそれぞれの指標に対してどういった数字になっているのか、

そこは確認した上で計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

○岩切委員 教育委員会の資料の5ページのスクールソーシャルワーカーについてお伺いをします。

学校と社会という意味合いになりますが、今、8名、文科省のほうがここを軸に対策をしていきたいと思いますということとふやしていきたいと思いますという考え方を伝え聞いているところなんです、宮崎県教委としての姿勢なり目標値、そういったものを、現行の8人については、先ほどSVもいらっしゃるというふうに聞きましたけれども、今現在の8人のスクールソーシャルワーカーの皆様が、こういう活動実績に対してどのような悩みなり、自分自身の活動に対する評価をなさっていらっしゃるのか、自分たち8人で十分ですよという立場にはないと思いますので、こんなところが大変だとか、また、本来の職業もお持ちの可能性がございますので、そういったところの時間調整もあろうかと思えます。そういった、ソーシャルワーカーをこうしていきますというような目標が今の段階でおありであればお聞かせをください。

○永山学校支援監 予算との関係であったりとか、基本的にスクールソーシャルワーカーとなられる方々の人材というところの関係もあると思えますけれども、やはりいろんな学校現場のそういう状況に対して、スクールソーシャルワーカーのこれまでの取組が非常に必要であるということは認識しております。

そしてまた、スクールソーシャルワーカーの方々の悩みと申しますか、これに関しても、集まっていたいて、どういう状況があるのかとか、いろんなケースに対して、どんな対応のあり方がよいのか、スーパーバイザーの方々のい

ろんな助言であったりとか、課題を共有していきながら対応していけるような形にはしていきたいというふうには思っているところです。

**○岩切委員** これから倍増させていきたいとか、予算が絡むから言えないという状況だと理解してよろしいのでしょうかね。

**○永山学校支援監** 県内のスクールソーシャルワーカーとなる福祉関係の資格を有している方の状況とかも含めていきながら、もし人材がもしふやせないであれば、その活動する時間をふやしていくとか、そういう観点から、活用については、今後研究はしていきたいと思っております。今の子供たちの状況からしても、非常に重要な役割を担っていただいているというところは、県教委もしっかり認識はしているところでもあります。

**○岩切委員** ありがとうございます。

学校を支援する体制として、スクールソーシャルワーカーが非常に重要な位置づけになりますし、先ほど坂口先生からもありましたように、学校長との権限の調整もしながら、学校が御負担に感じてらっしゃる状況を軽減していくためにも、こういった方々が活動しやすく、また、量的にも活動があるということが、学校を支援していくことにつながるだろうと思っておりますけれども、そういったところの状況がこれからこういうふうな環境下になっていくだろうという見通しが無い状況ですと、少し支援のありようとか、対策のありようというものが議論しにくいです。8名があと5年ぐらひは続きそうな気配だとかいうことであれば、別の手段を今の段階では考えなくちゃいけないだろうし、スクールソーシャルワーカーの配置はふやせていけそうだというようなものが、ある程度見えるなら、そこを軸にこういう形で支えていこう

じゃないかとかという議論はあるのかなとは思いますが、少しそのあたりの、今の段階では、予算も人材もあるかとは思いますが、こういうふうにありたいというようなレベルでもお示しいただくと、そこを我々も議会としても応援しようというような議論もあるのかなというような気持ちがいたしました。

**○永山学校支援監** 28年度以降については、方向性としては増員をしていきたいという意向は持っているところで、今後、学校のプラットフォーム化というところもあったりもしますので、そういう視点から学校を支援する体制が整えられるのか、また研究はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○有岡委員** 教育委員会の7ページになりますけれども、就学援助制度のことでお尋ねしたいと思いますが、私も、知り合いにこういった制度を紹介をしたことがあります、やはり、行き詰まってから、どうしようもないという状況でこういう制度を申請していくというふうな流れがありまして、やはり、まず必要なときに早く受けて、そして、次の段階とすれば、もし生活が安定すれば、これから抜け出せるという、そういう仕組みが必要だと思いますけれども、この数字の中で実際にこの制度から必要なくなったというケースというのはあるのでしょうか。

**○田方財務福利課長** 今御質問の、必要がなくなったというのは、この表からは、私たちがちょっと調査をしてないところでして、一応支援をしたという調査をしましたものですから、その必要がなくなって出たという調査はちょっとやってないもんですから、この表では読めないところであります。



○有岡委員 子育てがしやすいという県の姿勢ですから、まずこういった困ったときに、ぜひ、まずそういった助けをいただくと、そして、必要なくなったら、こういった認定外れというふうな、もっと明確にメッセージを出したほうが、現場にいる保護者の方たちは知らないものですから、なかなか行き詰まるまで、こういった助けを求めてない状況があります。先ほども話があったように現状がありますので、そこら辺をまた学校現場にも周知していただけるといいと思っております。

それと、話がちょっと変わりますけれども、特別支援学校のほうに行きますと、特別支援学校の子供さんたちを地域に返して、卒業して生きていくのは地域だということで、地域に返そうという動きをされていると思うんですが、そういった意味で、地域にいろんな方がいらっしゃるということ、保護者も含めてみんなが意識しないと、話もなかなかできないと、学校に行かない子供の話も含めて、そういった意味では、宮崎の教育のあり方になるんでしょうが、例えば、富山県が3世代で豊かな生活している県だというふうに聞いておりますが、もっと明確に宮崎県も、そういう3世代に向けて、もっと家族の形から変えようじゃないかと。これが今回のテーマの一つになってくるのかなと思っておりますが、これは所管が総合政策になってしまうかもしれませんが、そういった感触はないでしょうか。先ほどの福祉の話でも事例が出てますが、これも、やはり母子家庭とか核家族の話が多く、助けを求める場所がないというようなケースなのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。もし何か答弁ございましたら、お願いしたいと思います。

○坂元特別支援教育室長 実は、特別支援学校、

いろんな制度を今設けておりまして、学校教育内での制度はある程度充実してきたかなという思いがあります。特に、就労関係においてはいろんな事業を打っているところなんですが、特に、自立支援推進員というのを高校に5名配置しておりまして、離職を防ぐという意味で、就職した子供たちが、その企業や家庭でうまく生活できているか、就労できているかということ把握しながら、離職を防ぐための支援というような形で行っています。

ただ、よく考えてみると、やはり今後長い人生、学校を卒業してからの人生が長くなるわけですので、地域でいろんな方々の支援を受けながら、子供たちが成長していくように、これは、多分教育だけではなくて、いろんな部分と連携する必要があるかと思っておりますので、そこらをまた十分今後研究したいと思っております。

以上です。

○有岡委員 要望しておきますが、就学援助の市町村の数字も見えらっしゃるということですので、その数字の中で、先ほど申し上げたような家庭の事情、もう母子家庭の関係が多いとか、そういったこともぜひ分析しながら、宮崎県の今後の姿を指針として出せるような姿が見えてくるといいなと思っております。要望でございます。

○清山委員 学校と家庭との関係について、PTAはどういう役割なのかちょっと教えていただきたいんですけども、PTA加入率と学校と家庭との連携であったり、家庭との問題であったり、そういうものにおいて相関性はあるんでしょうか。PTA加入率が低いところは、やはり、家庭での問題とか、学校との連携がうまくいかないといったような、それはわかる範囲内

で何か教えていただければありがたいんですけども。

○**恵利生涯学習課長** P T Aの戸数、小学校の大体8万人の保護者の方が入っていらっしゃいます。加入率についてはちょっとお待ちください。その加入した方々、学校によって非常に偏りもあるかなと思うんですけども、都市部であっても、全員加入されているところもありますし、そういう加入率によって、P T Aの活動が下がるというのは余り聞いたことはありません。その全員の方々が入られて、学校を支援する体制をP T Aでとられているということは聞いております。

○**清山委員** 加入率にはほとんど差がなく、ほぼ皆さん入っておられる状況ということですか。

○**恵利生涯学習課長** データはこの加入率については、今私どもはつかんでおりませんが、すべての学校でP T A活動をしておりますし、ほぼ加入はされているという数字が上がっております。会員数8万1,000人ということで上がってきております。

○**清山委員** あと家庭訪問というのは何か小学校によってしてないところもあるっていうふうに聞いたんですけども、これって県内の全小学校でしているものではなくて、それぞればらばらなんですか。

○**永山学校支援監** 家庭訪問については、実施してないところがあるということはまだ情報としてはつかんでおりませんが、通常、家庭訪問につきましては、どこの学校も実施している状況ではないかなというふうにも思っているところですが。

○**清山委員** 済みません、うち附属だったんで、じゃあ、附属を除く大体公立小学校はもうみんな家庭訪問をしているという感じですか。

○**永山学校支援監** 自分もいましたけれども、いろんなところを回りますけれども、大体家庭訪問というのは、年度初めであったりとかで実施していました。

○**清山委員** 定時制高校について伺いたいんですけども、この就学援助制度でどんどん徐々に厳しくなってきたというふうに拝見したんですが、それとあわせて定時制高校なんかへの入学志望者というのは何かふえてきている状況とか、そういうのはございますか。

○**川越学校政策課長** 定時制課程の3年間ぐらいでちょっと見ますと、今の1年生が231名、2年生が239名、3年生が178名程度になっておりますので、人数的にそんなにふえているというふうな兆候は出ていません。

○**清山委員** それは、志望者の数を聞いたんですけども、大体志望されている方々がもう入学していると仮定したらふえてないということですか。

○**川越学校政策課長** 基本的に志望した生徒はそのまま入っているというふうに考えていただいて結構です。

○**清山委員** ありがとうございます。

○**右松委員長** よろしいですか。

○**丸山委員** この福祉保健部がつくっていただきました4ページの生活困窮者自立支援制度のことについてなんですが、生活保護のほうは今、宮崎に1万8,000人程度生活保護受けられているんですが、この困窮者と定義される方々は、宮崎県内で、どれくらい想定されているのかというのが一つと、この必須事業の中に、プランをつくって、包括的にも継続的に支援を行いますよという、何をやるのかがはっきりわからないのと、住宅確保給付金の受給は3カ月というふうに規定されているのに加え、離職を条件にし

ているのは、縛りがすごく強いんですが、どう  
いうことを支援をしていこうかなというふうに見ればよろしいんでしょうか。

本来は、資料下の任意で書いている就労の準備をしっかりとしていくのが重要じゃないのかなと思ってるんですが、任意ということは、必須じゃないということは、しなくてもいいというふうになってしまうんです。本来は、その就労のほうの準備をしっかりとやっていくというのは、その支援のプランの中に入っているのが当たり前じゃないのかと思ったんですが、その辺のことを少し教えていただくとありがたいと思ってるんですけれども。

**○日高国保・援護課長** 生活困窮者につきましては、先ほどちょっと定義でお話ししたんですけれども、基本的に、例えば年収が幾らとかそういう縛りというのは全然ございませんで、そういった意味で生活困窮者と言われる方が、例えば県内どれぐらいとか、そういった数字というのはもともとないということになっております。やはり、相談に来られる方に対して幅広く受けとめて自立につなげていくということになっておりまして、例えば、平成26年度首都圏のほうでモデル事業というのをやっておるんですけれども、そこで相談に来られた方は県全体で800人ほどでした。その中でこの支援制度を使いたいといった申し出をされた方が200名余りおりまして、4分の1がこの制度を利用したいと。それでプランを策定した方が50名ほどおりまして、それ以外の方は、要するに利用申し込みするまでもなく、ほかの機関につないでうまくいったとか、あとプランを策定しなくても自立のほうにつなげていったとかということになっておりまして、基本的にはそれぞれ生活に困っているという内容がさまざまありますので、どうい

う支援をすれば自立につながっていくのか、そういうのを個別に考えていくという制度でございます。

それで、就労準備の支援制度というのものもあるんですけれども、これは、あくまでも通常の日常生活がなかなかできないとか、社会的に孤立しているといいますか、引きこもり状態でありますとか、アルコール依存症の方であるとか、そういった方々に対しては一般のハローワークに行っても就労ができるかといったなかなかそういうことができませんので、そういう方々に対しての就労準備ということで、日常生活から訓練を行うというような事業を考えているところでございます。

**○丸山委員** この事業自体は、窓口は、市町村がやるのか、県が、どんな形で窓口をやろうとしているのか、ちょっとまだ勉強不足で申しわけないですけれども、教えていただきたいというのと、800人がモデルみたいにやられたということだったということでしたけれども、周知は今度どうやってするかによって、本当に生活困窮者が物すごく多いような気がしているものですから、どういうふうにPRしていったら、そういう窓口を持っていくのかということのを、もう少し伺いたいと思います。

**○日高国保・援護課長** モデル事業については、すべての人を対象にやったわけではないんですけれども、平成27年4月からは、法律が施行されて、9つの市と郡部は県になります。県におきましては、福祉事務所のうちの3つが中央福祉と児湯福祉と北部福祉こどもセンターなんですけれども、そこに1人ずつ支援員を置き、窓口になって相談を受けているところであります。

各市9つの市については、ほとんどが外部に委託ということで、社会福祉協議会に委託して

やっているところが多いかと思えますけれども、いずれにしても、9つの市とあと県では3つ、3つなんですけれども、あと2つのところにも兼務でやっております、基本的には市と県で窓口があるということでございます。

○丸山委員 既に始まっているということですので、何件ぐらい来たのでしょうか。

○日高国保・援護課長 申しわけありません。7月以降の数字はちょっと今まだ把握してないところでございます。

○丸山委員 新しい制度でありますので、ちゃんとその辺はどういう感じで進んでいるのかとかを含めてぜひしていただきたいし、また、相談が少なければ、やっぱりこれは周知徹底が悪いんだろうというふうに見えますので、できるだけ生活保護に至らないようにどうやって支援していくのかという新しい制度だろうと思っておりますので、そういうのを把握をしっかりやっていただくことを要望しておきたいと思えます。

○日高国保・援護課長 周知の方法につきましては、新聞に広告を出したりとか、国のほうでも1回出したんですけれども、あと県のほうでも各市町村のほうにリーフレットとか配布するようにお願いしております、市町村の広報でもPRをすることにしておるところでございます。数字についても今後把握してまいりたいというふうに思っております。

○右松委員長 よろしいですか。はい。時間が、もう、熱心な議論で1時間半議論いたしまして、12時もう今ジャストなんですけど、あと1問太田委員のほうから質疑がありますので、もう少々続けさせていただきたいと思えます。ほかにいらっしゃれば午後に戻します。大丈夫ですか。

○太田委員 ごめんなさい。2ページの教育委

員会の家庭教育の役割ということで、家庭教育の中でぜひこれをしていただきたいというのが書いてあると思うんですね。このゴシックの文字が本当に実践されたらすばらしい家庭と学校の教育になるんだがなと思う中で、中学校のところに、自分のことが好き、自分は生きている価値があると思う気持ち、いわゆる自己肯定感、これ、私たちもいろんな人に会うと、やっぱり自己肯定感のない人たちが大人になっている、何かトラブルが起こったりとかという感じがするものですから、ぜひこの自己肯定感というのは教育の中でもやっていただきたい。もうもちろん学校の先生はやっていると思いますが、私の例で挙げると、これは、私の姉が短大に行っただんですが、短大で本当に勉強ができない女の子がいたそうですけれども、でも、その子が何かいつも生き生き、伸び伸びと生活している。何でだろうかなと思って、その子の家を訪問したそうです。そしたら、その子のお母さんが、自分の娘に、あなたは、左側の顔よりか右側の顔がきれいだから、みんなにはできるだけ右側を見せなさいねえって言ってた。それを聞いて、ああ、何だ、こういう家庭が、自己肯定感というか、あなたにはいいところがあるんだよということを言っているということで、何だ、ここにあるんだと言ってうちの姉が感動したのを、私が中学生のころ聞いたことがありますけど、ぜひ生徒さんたちに、まあ、いろいろな問題がある子もおるかもしれんけれども、あなたにはこういうところがあるじゃないかということをやぜひ何か、もちろんされていると思いますが、ぜひお願いしたいと思えます。

それと、最後にもう一点いいですか。

○右松委員長 どうぞ。

○太田委員 実は、子供の教育ということ考

えたときに、死刑囚で永山則夫というのが、この人もう死刑執行されたのかな、集団就職して連続殺人事件を起こしていったんですけども、その人の生い立ちを「無知の涙」というのがありますが、読んでみると、小学校3年生か4年生のころ、自分の妹が1年生、親も帰ってこない、寒い北海道か東北あたりで自分の妹と一緒に寝らにゃいかん。そして、もう寒いもんだから、妹が寒いよ寒いよって言う。その自分の妹に自分のあるかなしかの毛布を着せてやって「ほら」ちゅうてからやったところを見ると、あんなに優しいところもあるのに、何かの、まあ、家庭環境もあったんだろけれども、犯罪にいつてしまうというのを、私も、これ、どうしたらいいのかなという思いで感じるころはあるんですけども、きょうの資料の中にもそういうのが、事例としても子供の現場、貧困というところで出されてますが、何かを間違うと犯罪にもいつてしまうもんですから、ぜひ私たちも、この辺の課題をどうしたらいいのかなということを考えていきたいと思っておりますし、ぜひ教育委員会のほうでも、学校の先生という力を使ってぜひ何かそういったところが防げるようなものもあるといいなと思っちょつと言わせていただきました。

**○右松委員長** よろしいですか、執行部のほうからは。

**○恵利生涯学習課長** 家庭教育の役割のうち非常に大事な自己肯定感を高めるという点での御指摘、感動するお話をありがとうございました。これは、生まれてから愛情をたくさん注がれた1人の命が連なってここにあらわれているという認識の下に、それぞれの役割を大事していきたいということの願いを込めて、いろんな資料を見させていただいて作成させていただきました。

た。大事に活用していきたいと思っております。ありがとうございました。

**○右松委員長** それでは、丸山委員から要望のありましたスクールソーシャルワーカーの対応件数の3教育事務管轄別の件数、そして、あわせて就学援助制度の市町村ごとの状況等を次回の委員会、もしくはそれまでに全委員のほうに配付をお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。

以上で終わりたいと思っております。ありがとうございました。

執行部の皆さんは退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

---

午後0時6分再開

**○右松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

県南調査の調査先につきまして、正副委員長に御一任いただきましたので、日程案を作成いたしました。

それでは、県南調査の日程案について御説明いたします。

資料1をごらんください。

まず、7月29日は、宮崎市立小戸小学校を訪問しまして、子どもの貧困、家庭の教育力の低下の現状等について、学校長及びスクールソーシャルワーカーとの意見交換を中心に調査を行います。そして、都城市生活自立相談センターでは、平成26年10月に開設された同センターの概要、それから、生活困窮者の支援状況等の調査を行います。また、所属の支援員、3名いらっしゃいます、主任相談支援員、相談支援員、そ

れから就労支援員との意見交換を行うことになっております。

翌7月30日は、熊本県庁を訪問しまして、同県で平成24年に制定されたくまもと家庭教育支援条例の効果、関連事業等について調査を行います。また、右のほうに書いてますが、引き続き、熊本県庁にて、熊本県母子寡婦福祉連合会から、ひとり親家庭等の子供に対して、安心して学習できる環境を提供する地域の学習教室事業について調査を行います。

なお、県南調査につきましては、調査日が迫っていることから、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できれば、この案で御了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

そして、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いをいたします。

次に、協議事項（2）次回委員会についてであります。

次回委員会は、来月7月23日に行うことを予定しております。

次回委員会では、執行部への説明は求めずに、宮崎大学教育文化学部盛満弥生講師をお招きし、子どもの貧困に係る現状分析等につきまして講演をお願いし、その後、政策条例提案に係る委員協議を行いたいと考えております。

資料2をごらんください。

盛満氏は、1982年、宮崎生まれ。神戸大学経営学部を御卒業後、大阪大学大学院を経て、現

在、宮崎大学教育文化学部講師として若くして大変御活躍されております。

また、盛満氏は、「子どもの貧困問題」に大変造詣が深く、これまでも、石井十次没後100年記念シンポジウム「だれも知らない～みやぎ子どもの貧困」でコーディネーター役を担当されたほか、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」シンポジウムで「貧困の連鎖」に関する基調講演を行われるなど、数多くの講演経験をお持ちでございます。

当委員会での調査事項である「子どもの貧困対策」について、有為な情報が得られるものと考えます。

このような理由により、次回委員会は、盛満氏に講演をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、盛満氏が、当日午後から大学で講義がある関係で、次回委員会の開始時間を、大変恐縮ですけれども、通常より20分早めさせていただきまして、9時40分開始とさせていただきたいと思っております。

当日は、9時40分から11時20分まで、盛満氏の講演及び質疑・応答、その後、休憩を挟みまして、政策条例提案に係る委員協議を行う予定であります。

9時40分開始の点と政策条例提案に係る委員協議を行う点につきまして、これでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、次回検討いたします政策条例提案書の

例として、宮崎県がん対策推進条例制定の際に、政策条例検討会議に提出をされました書面を配付いたしております。

次回の参考としてごらんになっていただければと思います。

1番目、事実（事象）の把握について、そして、2番目に政策条例制定の必要性について、3番目、実態的措置について、そして、4番目に憲法・関係法令の抵触についてということになっております。こういったところを御議論していただければというふうに思っております。

最後になりますが、協議事項（3）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** それでは、次回の委員会は、先ほど決定いたしましたとおり、7月23日木曜日午前9時40分からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時12分閉会